

公立大学法人滋賀県立大学定款の変更につき議決を求めることについて

1 趣旨

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の一部改正に伴い、公立大学法人滋賀県立大学定款の一部を次のとおり変更することについて、同法第8条第2項の規定に基づき議決を求めます。

2 変更の概要

- (1) 役員会における議決事項から、年度計画の規定を削除します。（第17条関係）
- (2) 経営協議会および教育研究評議会における審議事項から、年度計画の規定を削除します。（第21条関係、第25条関係）
- (3) 変更後の定款は、令和6年4月1日から施行することとします。

公立大学法人滋賀県立大学定款新旧対照表 (案)

旧	新
<p>第1条～第16条 省略</p>	<p>第1条～第16条 省略</p>
<p>第17条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。 (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見<u>および年度計画</u>に関する事項 (2)～(6) 省略</p>	<p>第17条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。 (1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項 (2)～(6) 省略</p>
<p>第18条～第20条 省略</p>	<p>第18条～第20条 省略</p>
<p>(審議事項) 第21条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 省略 (2) 中期計画<u>および年度計画</u>に関する事項のうち、法人の経営に関するもの (3)～(6) 省略</p>	<p>(審議事項) 第21条 経営協議会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 省略 (2) 中期計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの (3)～(6) 省略</p>
<p>第22条～第24条 省略</p>	<p>第22条～第24条 省略</p>
<p>(審議事項) 第25条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。 (1) 省略 (2) 中期計画<u>および年度計画</u>に関する事項のうち、教育研究に関するもの (3)～(9) 省略</p>	<p>(審議事項) 第25条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。 (1) 省略 (2) 中期計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの (3)～(9) 省略</p>
<p>第26条以下 省略</p>	<p>第26条以下 省略</p>